



大川市子育て応援タクシー 利用料金助成事業のご案内



自家用車の運転が困難な妊婦さんや、小さな子どもさんの保護者で、自動車運転免許証を持っていない、または自家用車がない方へ、タクシー利用券を交付し、料金の一部を助成します。

タクシー利用券 交付対象者

大川市に住民票があり、市税の滞納がない方で、次の1～2のいずれかに該当する方。



1 妊産婦の方

妊娠届の日から出産3か月後の月末までの間にある方。

2 自動車がない、または自動車運転免許証を持っていない方で、 次の①または②に該当する子どもの保護者の方

- ① 未就学児（小学校に上がる前までの子ども）
- ② 以下の手帳などを持っている満18歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども
 - ア 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級
 - イ 指定難病特定医療費受給者証
 - ウ 通所受給者証

タクシー利用券の金額と交付枚数



1枚500円のタクシー利用券を、1か月あたり4枚、次の月数分、交付します。

- 1 妊産婦の方・・・出産予定月(又は出産後)から産後3か月の間の月数
(上限4か月分)
- 2 上記交付対象者2に該当する方・・・申請月から年度末までの月数分(対象の子どもと同乗する時に限り利用可能)

お問い合わせ

大川市 企画課 企画共創係 〒831-8601 福岡県大川市大字酒見256-1
電話:0944-85-5553 E-mail: okwkyoso_k@city.okawa.lg.jp

オンライン申請方法

右の二次元コードを読み取って大川市公式LINEを友だち追加してください。

その後、以下の書類をご用意の上、大川市公式LINEのメニューからオンライン申請へ進んでください。



【全ての方に必要なもの】 本人確認書類(マイナンバーカード、免許証等)

妊産婦の方

- ・母子健康手帳

【出産前の方】出産予定日のページと未記入の出産証明欄

【出産後の方】出産証明欄のページ

未就学児 または 障がいを持つ 子どもの保護 者

- ・未就学児の場合 証明書は不要です
- ・障がいを持つ子どもさんである場合
身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳、
指定難病特定医療費受給者証、通所受給者証
のいずれか

※オンライン申請ができない方は、企画課までお問い合わせください。

タクシーの利用方法

【利用できるタクシー会社】

予約の際は、利用券を利用することをお伝えください。

旭タクシー 0120-87-3405

若津タクシー 0120-87-3175

※タクシーの混雑状況により利用できないこともあります。

【注意事項】

- ① タクシー利用券に名前が記載されている利用者以外の利用はできません。
- ② タクシー利用料金の範囲内であれば一度に何枚使用されても良いですが、差額は自己負担となります。
- ③ 利用券の交付は1人1回限りです。紛失等による再交付も行いません。
- ④ 転出・死亡等により利用資格がなくなった場合は、利用券を返還してください。